

取組推進方針	取り組み	第7条: 自治会の活動支援					
	担当課	市民協働課					
	スケジュール	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	情報共有 財政運営及び人的 支援	情報共有 財政運営及び人的 支援	情報共有 財政運営及び人的 支援	情報共有 財政運営及び人的 支援	情報共有 財政運営及び人的 支援
	備考						
	現況評価及び今後の方向性	自治会との協働によるまちづくりを進めるため、市政協力事業交付金による財政的支援を行います。また、夢づくり地域活動支援室による人的支援を行います。 連合自治会・各地区区長会を通じて、行政からの情報発信(自治会ハンドブック・別冊Q&A集、自治会加入パンフレット等)及び自治会からの要望など意見集約を行い、相互の連絡調整を図ります。					

【取組状況など】

1. 本年度（現在まで）に取り組んだ内容

<p>【人的支援】 各地区・町に集落支援員1名を配置(通年):自治会活動、まちづくり活動の支援を行います。 夢づくり地域活動支援室による人的支援(通年):市職員が地区担当職員として地区と市役所とのパイプ役を務めます。 【財政的支援】交付金の交付(5月初旬):連合自治会運営費交付金(連合自治会)、市政協力事業交付金(8地区/町区長会)を交付し、自治会活動の運営を支援しています。次年度地域振興事業費補助金等(地区集会所改修等)の要望調査中です。 活動拠点の提供(通年):各コミュニティセンター、夢サポ(市役所西分庁舎内)内に活動拠点を設置(通年) 市民活動補償制度の運用:自治会活動等を実施中に負った傷害や賠償責任を補償する制度を運用しています。 【その他】 「自治会ハンドブック」「別冊Q&A集」の配布(4月初旬):自治会役員は単年度で交代することが多いため、自治会活動の基本情報、市役所の業務分担と連絡先、困りごとQ&A、各種要望の手順と申請書式などをまとめた冊子を各地区区長会にて配布、役員の不安と負担の軽減に努めています。HPからもご覧いただけます。 地区要望の取りまとめ(5月末):各地区からの要望を取りまとめ、関係課に取り次ぎます。手順、期日等を統一することで、公平で役員、市ともに効率的に対応できます。※対応結果は連合自治会にて報告します。 連合自治会の開催(年6回):市や関係機関からの情報発信、地区間の情報交流の場として開催しています。</p>

2. 取組実施期間

通年(4月1日～3月31日)

3. 本年度（現在まで）の取組実績

<ul style="list-style-type: none"> ■「自治会ハンドブック」「別冊Q&A集」(毎年更新)の配布、HPでの開示(4月初旬) ■連合自治会運営費交付金(連合自治会)、市政協力事業交付金(8地区/町区長会)の交付 ■集落支援員、夢づくり地域活動支援室による人的支援(区長会・まちづくり活動事務支援、行事等への参加、区長宅への広報配布など、通年) ■地区要望の取りまとめ(5月) ■連合自治会の開催(年6回) ■自治会加入希望者情報の区長への伝達(通年) ■県自治連絡協議会への参加(2回) ■市民活動補償制度:補償対象の拡大(公益的な活動へ向かう合理的な経路上での自転車による事故の損害賠償などについて補償範囲となるよう制度拡充)、申請実績:2件(現在加療中)

4. 現況評価

<p>(1) 取り組んだ内容に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「自治会ハンドブック」「別冊Q&A集」の配布、集落支援員、支援職員の配置:市に関連する業務手順の標準化、可視化すること、集落支援員等が相談等に乗ることで、役員不安と負担の軽減につながっています。市にとっても地区とのやり取りのルールが明確となり、効率的かつ公正に地区要望の吸上げ、対応等ができています。 ■市民活動補償制度:地域活動時のけが等が補償されることで安心して地域活動に参加できます。 ■連合自治会:市等からの情報発信、依頼等を一元化することで、効率的に各地区への伝達が可能です。各地区間の情報交流の機会となっています。
<p>(2) 5つの基本原則に関する評価</p> <p>(1)市民主役の原則 (2)市民参加の原則・・・自治会を通して地域懇談会(10か所451名)など市政への参加を促したり、地域の要望(土木要望など:8地区418件)を行うことができています。地域活動に参加しやすい環境の整備として、市民活動補償制度は、今年度から公益的な活動に向かう合理的な経路上での自転車による事故の損害賠償についても補償対象としました。</p> <p>(3)協働の原則・・・連合自治会の開催、集落支援員・地区支援職員の配置等を行い、市民と市の協働を実施しています。</p> <p>(4)情報共有の原則・・・市からの情報発信は原則連合自治会を経由することで、効率的に各地区に伝達できています。</p> <p>(5)効率性の原則・・・地区要望の手順を標準化し、集落支援員・支援職員が支援することで、正確に期限までに担当課に伝達でき、担当課にとっても効率よく要望を把握し対応できています。要望に応じて組織の見直しや転入対策について相談に応じたり、助言や事例紹介を行っています。</p>
<p>(3) 評価に対する今後の取組み</p> <p>自治会は、その地域の人たちによる、地域のことを最もよく知る自治の主体です。自治会からの意見や提案は、住みよい瑞浪市とするために重要なものですが、人口減少や高齢化によりその担い手不足が深刻化しています。関係各課と調整の上、毎年「自治会ハンドブック」等を更新し、市役所に関連する業務手順の標準化、可視化すること、集落支援員等を配置し、支援・相談等を行うことで、役員不安と負担の軽減を図ります。自治会の統合・再編の相談等があれば、ともに考え、助言等を行います。また、市政協力事業交付金の交付や市民活動補償制度についても継続し、地域の自主的な活動の支援を行います。</p>